

【情報提供】

労働安全衛生法の新たな化学物質規制について

令和 4 年 5 月 31 日に、労働安全衛生規則（安衛則）をはじめとして、特定化学物質障害予防規則（特化則）、有機溶剤中毒予防規則（有機則）などの法令が改正され、新たな化学物質規制が導入されました（厚生労働省令第 91 号）。

特化則や有機則などの特別則に基づき、物質毎に定められた個別具体的な規制による従来の化学物質管理から、リスクアセスメント結果等に基づいてばく露低減に向けた適切な手段を事業者自らが選択・実施する自律的な化学物質管理への大転換が図られます。この改正は順次施行されており、令和 6 年 4 月 1 日にはすべての改正条項が施行されます。

本冊子は、能力向上教育を受講する特定化学物質作業主任者、有機溶剤作業主任者の皆様に向けて、上記改正の概要について情報提供します。

令和 5 年 8 月

中央労働災害防止協会

国内で輸入、製造、使用されている化学物質は数万種類にのぼり、その中には、危険性や有害性が不明な物質が多く含まれます。化学物質を原因とする労働災害（がん等の遅発性疾患を除く。）は年間 450 件程度で推移しており、がん等の遅発性疾患も後を絶ちません。これらの多くは未規制の化学物質を原因としていることなどもあり、新たに自律的な化学物質管理の制度が導入されました。主なポイントは下記のとおりです。

- ◎ラベル・SDS の伝達や、リスクアセスメントの実施義務対象物質が大幅に増加します。
- ◎リスクアセスメント結果を踏まえ、労働者がばく露される濃度を基準値以下とすることが義務付けられます。
- ◎皮膚からの吸収等による健康障害のおそれのある化学物質を製造・取り扱う労働者に、適切な保護具を使用させることが求められます。
- ◎化学物質管理者や保護具着用管理責任者の選任など、自律的な管理に向けた実施体制の確立が求められます。

このほか、化学物質管理の水準が一定以上の事業場に対し個別規制の適用を除外したり、特殊健康診断の頻度を緩和する制度の導入や、第三管理区分事業場に対する措置の強化なども行われます。次ページ以降に概要を紹介します。

厚生労働省資料
新たな化学物質規制（令和 5 年 3 月）



化学物質管理の水準が一定以上の事業場に対する特別則の個別規制の適用除外（特化則第2条の3、有機則第4条の2）

化学物質管理の水準が一定以上であると所轄都道府県労働局長が認定した事業場については、特定化学物質や有機溶剤など規制対象物質を製造し、または取り扱う業務等について、特化則や有機則の規定が適用されず、自律的な化学物質管理によることができるようになります。ただし、特殊健康診断および呼吸用保護具に係る規定は除きます。

認定の要件は、次のとおりです。

- ・認定を受けようとする事業場に、専属の化学物質管理専門家が配置され、リスクアセスメントの実施およびその結果に基づく措置等を管理していること。
- ・過去3年間にその事業場で関係する特化物や有機溶剤等による死亡または休業4日以上の労働災害が発生していないこと。
- ・特化則や有機則等の特別則に基づき実施した作業環境測定、過去3年間の結果が全て第一管理区分に区分されたこと。
- ・特化則や有機則等の特別則に基づき実施した特殊健康診断の結果、新たに異常所見があると認められる労働者が過去3年間に発見されなかったこと。
- ・過去3年間に1回以上、リスクアセスメントおよびその結果に基づく措置について、外部の化学物質管理専門家による評価を受け、必要な措置が適切に講じられていると認められること。
- ・過去3年間に安衛法およびこれに基づく命令に違反していないこと。

なお認定は、3年ごとに更新を受ける必要があります。

特殊健康診断の頻度の緩和（特化則第39条、有機則第29条）

特定化学物質、有機溶剤などに関する特殊健康診断の実施については、下記の要件の全てを満たす場合には、特殊健康診断の対象業務に従事する労働者に対する特殊健康診断の実施頻度を、6カ月以内ごとに1回から、1年以内ごとに1回に緩和することができます。ただし、製造禁止物質および特化則の特別管理物質に係る特殊健康診断は除きます。

- ・対象となる労働者が業務を行う場所における直近3回の作業環境測定の評価結果が第一管理区分に区分されたこと。
- ・直近3回の特殊健康診断の結果、労働者に新たな異常所見がないこと。
- ・直近の健康診断実施後に、軽微なものを除き作業方法の変更がないこと。

この特殊健康診断の実施頻度の緩和は、都道府県労働局長の認定を受ける必要はありませんが、労働者ごとに、その都度の判断となることに留意が必要です。

作業環境測定結果が第三管理区分の事業場に対する措置の強化（特化
則第 36 条の 3 の 2～第 36 条の 3 の 3、有機則第 28 条の 3 の 2～第 28 条の 3 の 3）

特化則や有機則など特別則に基づく作業環境測定の結果の評価の結果、第三管理区分に区分された場所については、作業環境の改善を図るため、次の措置が義務付けられます（令和 6 年 4 月 1 日施行）。

- ① その作業場所の作業環境の改善の可否と、改善できる場合の改善方策について、外部の作業環境管理専門家の意見を聴くこと。
- ② ①の結果、作業場所の作業環境の改善が可能な場合、必要な改善措置を講じ、その効果を確認するための濃度測定を行い、結果を評価すること。
- ③ ①の結果、作業環境管理専門家が改善困難と判断した場合、または②の濃度測定の結果が第三管理区分に区分された場合は、以下の事項を実施すること。
 - ・個人サンプリング測定等による化学物質の濃度測定を行い、その結果に応じて労働者に有効な呼吸用保護具を使用させること。また同じ場所で作業を行う請負人にも有効な呼吸用保護具の使用が必要であることを周知すること。
 - ・その呼吸用保護具が適切に装着されていることを確認すること。
 - ・保護具着用管理責任者を選任し、濃度測定と呼吸用保護具の適切な着用の確認の管理、作業主任者の職務に対する指導等を担当させること。
 - ・①の作業環境管理専門家の意見の概要と、②の措置と評価の結果を労働者に周知すること。
 - ・これらの措置を講じたときは、遅滞なく措置の内容を所轄労働基準監督署長に届け出ること。

また、作業場所の作業環境測定の結果の評価の結果が第三管理区分から第一管理区分または第二管理区分に改善するまでの間、次の措置についても講じなければなりません。

- ④ 6 カ月以内ごとに 1 回、定期に、個人サンプリング法等による化学物質の濃度測定を行い、その結果に応じて労働者に有効な呼吸用保護具を使用させること。測定および評価結果はその都度記録し、3 年間保存すること。
- ⑤ 1 年以内ごとに 1 回、定期に、呼吸用保護具が適切に装着されていることを確認（フィットテスト）すること。

なお、③の保護具着用管理責任者について、この場合は作業主任者から選任することは出来ないので注意が必要です。

ラベル・SDS の伝達やリスクアセスメントの実施義務対象物質が大幅に増加（安衛法第 57 条、第 57 条の 2、安衛令別表第 9）

譲渡・提供にあたって、容器等へのラベルによる名称等の表示や、名称等を SDS など文書により通知することが義務付けられている物質（ラベル表示・SDS 交付等の義務対象物質。これらはリスクアセスメントの実施が義務付けられるリスクアセスメント対象物でもある。）は、令和 2 年 12 月 2 日の安衛令改正（政令第 340 号）によりベンジルアルコールが加えられ、令和 3 年 1 月 1 日より 674 物質となっていますが、令和 4 年 2 月 24 日にさらに安衛令が改正（政令第 49 号）されて、令和 6 年 4 月 1 日より 234 物質が追加されます。

現行の 674 物質
（安衛令別表第 9）



新たに追加される 234 物質
（R4.2.24 付け基発 0224 第 1 号）



さらに、ラベル表示・SDS 交付等の義務対象物については、令和 5 年に抜本的な改正が予定されています。これまでは安衛令別表第 9 に個々の物質名を列挙する形で規定されていた対象物質の範囲を、原則として、国が行う化学品の GHS 分類により危険性又は有害性があると令和 3 年 3 月 31 日までに区分された物（除外規定あり）とし、それには該当しないが義務対象物とする必要のある物質を追加するというふうに規制対象の外枠を規定する形に変更される見込みです。個々の物質名については厚生労働省令に列挙するとされています。

この改正により、7 つの物質が義務対象物から除外されますが、新たに約 1,550 物質がラベル表示・SDS 交付等の義務対象物質に追加され、そのうち約 700 物質については令和 7 年 4 月 1 日から、約 850 物質については令和 8 年 4 月 1 日からラベル表示・SDS 交付等の義務対象物質に追加される予定です（経過措置も予定）。

これ以降もラベル表示・SDS 交付等の義務対象物（リスクアセスメント対象物）は、国が化学物質の GHS 分類を進めるにつれて数を増やしていくとされており、約 2,900 物質にまで拡大されるといわれています。

◎事業場内におけるラベル表示の義務付け（安衛則第 33 条の 2）

令和 4 年 5 月の規則改正により、ラベル表示の義務対象物を外部に譲渡・提供するのではなく、事業場内で別容器に小分け保管したり、事業場内で製造した義務対象物を容器に入れて保管する場合などにも、名称および人体に及ぼす作用についてラベル表示を行うことが義務付けられています。義務対象物の取扱い作業中に一時的に小分けした際の容器や、作業場所に運ぶために移し替えた容器にまで、ラベル表示等をする必要はありません。

リスクアセスメント結果を踏まえ、労働者がばく露される濃度を基準値以下とすることを義務付け（安衛則第 577 条の 2、第 577 条の 3）

前述のように、リスクアセスメントの実施が義務付けられた化学物質は増加の一途をたどりますが、これらリスクアセスメント対象物については、令和 4 年 5 月の規則改正により、リスクアセスメントを実施するとともに、リスクアセスメントの結果に基づき当該物質に労働者がばく露される程度を最小限度とすることが義務付けられました。そのための措置については、法令で個別物質ごとに決められてはならず、事業者が選択して実施することになっています。

また、リスクアセスメント対象物のうち厚生労働大臣が定める濃度基準値設定物質については、労働者がばく露される濃度を、厚生労働大臣が定める濃度基準値以下とすることが、令和 6 年 4 月 1 日より義務付けられます。濃度基準値以下であることの確認方法には、実測法（個人ばく露測定、簡易測定法など）や推定ツール（CREATE-SIMPLE など）の使用などが挙げられています。この濃度基準値設定物質については、令和 5 年 4 月にまず 67 物質が告示されており、順次 800 物質程度が定められる見込みです。

なお、特化則や有機則など特別則で規制される化学物質については、二重規制を避ける意味合いから、濃度基準値は設定しないとされています。また、安全な閾値を設定することが困難として、ヒトに対する発がん性が明確な物質についても濃度基準値は設定されません。

67 の濃度基準値設定物質
(令和 5 年厚生労働省告示第 177 号)



濃度基準値以下であることの確認法等の詳細
(令和 5 年 4 月 27 日技術上の指針公示第 24 号)



皮膚からの吸収等による健康障害のおそれのある化学物質を製造・取り扱う労働者に適切な保護具を使用させることを義務付け（安衛則第 594 条の 2、第 594 条の 3）

事業者は、皮膚・眼に障害を与えたり皮膚から吸収されて健康障害を引き起こしたりするおそれがないことが明らかでない化学物質を製造または取り扱う業務に従事する労働者には、保護衣、保護手袋、履物または保護眼鏡等の適切な保護具を使用させるように努めなければなりません。

また令和 6 年 4 月 1 日からは、皮膚・眼に障害を与えたり皮膚から吸収されて健康障害を引き起こしたりするおそれがあることが明らかな化学物質（皮膚等障害化学物質等）を製造または取り扱う業務に従事する労働者には、不浸透性の保護衣、保護手袋、履物または保護眼鏡等の適切な保護具を使用させることが義務付けられます。

この皮膚等障害化学物質は、厚生労働省のホームページで一覧表が公表されており、1,040物質が挙げられています。また、このほかに特化則等の特別則で不浸透性の保護衣等の使用が義務付けられている85物質についても挙げられており、安衛則とは別に、すでに規制されています。

皮膚等障害化学物質等一覧表
(厚生労働省ホームページ)



化学物質管理者や保護具着用管理責任者の選任など、自律的な管理に向けた実施体制の確立 (安衛則第12条の5、第12条の6)

令和6年4月1日より、リスクアセスメント対象物を製造・取扱い・譲渡提供する事業者は、各事業場ごとに、化学物質管理者を選任することが義務付けられます。化学物質管理者とは、化学物質の管理に係る技術的事項を管理する者と位置付けられ、具体的には化学物質の表示および通知に関する事項、リスクアセスメントの実施および記録の保存、ばく露低減対策、労働災害発生時の対応、労働者に対する教育などを管理します。

事業場の業種・規模にかかわらず選任しなければなりません。リスクアセスメント対象物の製造事業場では、国が定める化学物質管理者講習の修了者（もしくは同等以上の能力を有する認められる者）から選任しなければなりません。それ以外の事業場では、資格要件はなく、業務を適切に実施できる能力を有する者から選任することとされていますが、上記講習に準じる教育の受講が推奨されています。

なお、化学物質管理者には、作業主任者等これまでの実務経験、知識のある者を優先して選任することは望ましい、とされています。

一方、令和6年4月1日より、リスクアセスメントの結果に基づく措置として労働者に保護具を使用させるときには、保護具着用管理責任者の選任が義務付けられ、有効な保護具の選択、保護具の保守管理その他保護具に係る業務を担当させなければならないとされています。保護具に関する知識および経験を有すると認められる者（特化物や有機溶剤の作業主任者も含まれる）のうちから選任することとされており、その場合も通達で示された保護具の管理に関する教育を受講することが望ましいとされています。

なお、第三管理区分作業場で作業主任者が保護具の使用状況を監視する際には、保護具着用管理責任者が必要な指導を行うこととなります。このため、第三管理区分作業場について、作業環境の改善が困難と判断された場合等の措置として保護具着用管理責任者を選任する場合は、作業主任者が保護具着用管理責任者と兼務することはできません。

化学物質管理関係政省令改正項目

(令和4年2月24日政令第51号、令和4年5月31日厚生労働省令第91号)

	項 目	改正条項
情報伝達の強化	☆名称等の表示・通知をしなければならない化学物質の追加	令別表第9
	SDS等による通知方法の柔軟化	則第24条の15・第34条の2の3
	「人体に及ぼす作用」の定期確認及び更新	則第24条の15・第34条の2の5
	☆通知事項の追加及び含有量表示の適正化	則第24条の15・第34条の2の4・第34条の2の6
	事業場内別容器保管時の措置の強化	則第33条の2
	注文者が必要な措置を講じなければならない設備の範囲の拡大	令第9条の3
リスクアセスメント関連	ばく露を最小限度にすること	則第577条の2・第577条の3
	☆ばく露を濃度基準値以下にすること	則第577条の2
	ばく露低減措置等の意見聴取、記録作成・保存、周知	則第577条の2
	皮膚等障害化学物質への直接接触の防止（努力義務）	則第594条の2・第594条の3
	☆皮膚等障害化学物質への直接接触の防止（義務）	則第594条の2
	リスクアセスメント結果等に係る記録の作成保存	則第34条の2の8
リスクアセスメントの実施時期、方法（用語の変更）	則第34条の2の7	
☆化学物質労災発生事業場等への労働基準監督署長による指示	則第34条の2の10	
実施体制の確立	☆化学物質管理者の選任義務化	則第12条の5
	☆保護具着用管理責任者の選任義務化	則第12条の6
	☆雇入れ時等教育の拡充	則第35条
	職長等に対する安全衛生教育が必要となる業種の拡大	令第19条
	衛生委員会付議事項の追加	則第22条
健康診断	☆リスクアセスメント等に基づく健康診断の実施・記録作成等	則第577条の2
	がん原性物質の作業記録の保存、周知	則第577条の2
	化学物質によるがんの把握強化	則第97条の2
特別則関連	管理水準良好事業場の特別則の適用除外	特化則第2条の3、有機則第4条の2、鉛則第3条の2、粉じん則第3条の2
	特殊健康診断の実施頻度の緩和	特化則第39条、有機則第29条、鉛則第53条、四アルキル鉛則第22条
	☆第三管理区分事業場の措置強化	特化則第36条の3の2・第36条の3の3、有機則第28条の3の2・第28条の3の3、鉛則第52条の3の2・第52条の3の3、粉じん則第26条の3の2・同第26条の3の3、石綿則第38条・第39条

☆：令和6年4月1日施行

令：労働安全衛生法施行令、則：労働安全衛生規則、特化則：特定化学物質障害予防規則、有機則：有機溶剤中毒予防規則、鉛則：鉛中毒予防規則、粉じん則：粉じん障害防止規則、四アルキル鉛則：四アルキル鉛中毒予防規則、石綿則：石綿障害予防規則

その他の主な法令改正

◎防毒機能を有する電動ファン付き呼吸用保護具

安衛令、安衛則、有機則、特化則等の改正（令和5年3月23日政令第69号、令和5年3月27日厚生労働省令第29号）および電動ファン付き呼吸用保護具の規格の改正（令和5年厚生労働省告示第88号）により、防毒機能を有する電動ファン付き呼吸用保護具が型式検定の対象となり、有効な呼吸用保護具として使用できるようになります（令和5年10月1日施行）。あわせて、呼吸用保護具の選択と使用に関する通達も改正されました。

防じんマスク、防毒マスク等の選択、使用等について
(令和 5 年 5 月 25 日付け基発 0525 第 3 号)



◎有害物の有害性等に関する掲示内容の見直し

有機則、特化則等の改正により、事業者に義務付けられている有害物を扱う作業場での有害性等の掲示について、掲示すべき事項のうち「特定の有害物の人体に及ぼす作用」が「特定の有害物により生ずるおそれのある疾病の種類及びその症状」に改められるとともに、「保護具を使用しなければならない旨」が追加されました（令和 4 年 4 月 15 日厚生労働省令第 82 号）。

また、有機溶剤等の有害性についての掲示内容・方法を定めた告示が 3 月 31 日をもって廃止（令和 5 年厚生労働省告示第 113 号）され、有機則第 24 条第 2 項も削除されるとともに、特化則第 38 条の 3 の掲示すべき物質が特別管理物質からすべての特化物に拡大されます（令和 5 年 4 月 21 日厚生労働省令第 69 号、令和 5 年 10 月 1 日施行）

有害性等の掲示内容について
(令和 5 年 3 月 29 日付け基発 0329 第 32 号)



◎労働者以外の請負人等に対する保護措置の義務付け

令和 4 年 4 月 15 日厚生労働省令第 82 号による省令改正で、立入禁止や保護具の使用など法第 22 条に基づく労働者を対象とした保護措置を、以下のように同じ場所で行う請負人やそこにいる労働者以外の者に対しても行わなければならないこととされました。

- ・健康障害防止のための設備等の稼働に関する配慮等
- ・作業方法など作業実施上の健康障害防止に関する周知等
- ・危険場所への立入禁止など場所に関わる健康障害防止の対象拡大等
- ・有害物の有害性等の周知の対象拡大等
- ・労働者以外の者による立入禁止等の遵守義務の対象拡大等

安衛則等の一部を改正する省令の施行等について
(令和 4 年 4 月 15 日付け基発 0415 第 1 号)



◎金属アーク溶接等作業主任者限定技能講習の新設

金属アーク溶接等作業に係る作業主任者は、特定化学物質及び四アルキル鉛等作業主任者技能講習を修了した者のうちから、特定化学物質作業主任者を選任しなければならないとされていますが、令和 5 年 4 月 3 日厚生労働省告示第 168 号による省令改正で、金属アーク溶接等作業のみを行う場合については「金属アーク溶接等作業主任者限定技能講習」が新設され、この講習を修了した者のうちから作業主任者を選任することができるようになります（令和 6 年 1 月 1 日施行）。

金属アーク溶接等作業主任者限定技能講習の新設
(令和 5 年 4 月 3 日付け基発 0403 第 6 号)

